

# 共済互助規程

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人大阪府歯科技工士会（以下、「本会」という。）定款第4条第2項に定める会員の相互扶助の事業として福祉向上に寄与し、会員慶弔制度の給付基準を定めるとともに、福利厚生事業の実施に関する適正な資金管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

**第2条** この規定に於いて、会員慶弔制度ならびに福利厚生事業とは、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) 慶弔金の給付及び供花・楯等の献納に関する事業
- (2) 会員の健康増進に関する事業

(給付の種類)

**第3条** 前条の目的を達成するため、死亡弔慰金、入院見舞金、火災、災害の見舞金、長寿祝い金、結婚祝い金、出生祝い金の給付を行う。

(運営資金)

**第4条** 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) 旧制度により発生した基本的財産
- (2) 会員の負担金
- (3) その他の収入

(負担金)

**第5条** 事業活動に生じる費用として前条の運営資金を活用し、運営資金が不足する等の理由により事業の継続が困難となるまで、会員からの負担金は求めない。

(資格の取得)

**第6条** 会員は本会へ入会又は復籍した翌月1日から受給資格を取得する。

2. ただし、会員出産祝い金は上記の受給資格を取得後、7ヶ月目の1日から受給資格を取得する。

(給付の種別及び給付額)

**第7条** 慶弔金の種別の給付額は別表のとおりとする。

(死亡弔慰金の受給権者)

**第8条** 死亡弔慰金の受取人は、原則として会員の法定相続人とする。

(出生祝い金の受給資格)

**第9条** 出生祝い金は、会員本人が出産又は会員の配偶者が出産したときに給付する。

2. 双子以上を出生した場合は、出生数に別表に掲げる出生祝い金額を乗じた額を給付する。

(火災及び災害見舞金の対象)

**第10条** 火災及び災害の見舞金の対象は、定款第5条に定める資格者会員が居住する住居、もしくは

は事業所会員については、その事業所とする。

(給付の請求)

**第11条** 第3条に定める慶弔金を受給せんとする者は、地域支部長を通じ、次に掲げる書類を添えて申し出ることとする。

- (1) 死亡弔慰金
  - (ア) 弔慰金給付請求書
  - (イ) 家族死亡の場合の弔慰金については、上記書類を要しないものとする。
- (2) 入院見舞金
  - (ア) 入院見舞い金給付請求書
  - (イ) 入院が確認できる書類（診断書等）の写し
  - (ウ) 療養のための診断書の写し
- (3) 火災・災害見舞金
  - (ア) 火災・災害見舞金給付請求書
  - (イ) 公的期間発行の罹災証明書又はその写し
- (4) 長寿祝い金
  - (ア) 長寿祝い金給付請求書
- (5) 結婚祝い金
  - (ア) 結婚祝い金給付請求書
- (6) 出生祝い金
  - (ア) 出生祝い金給付請求書

(給付の認定)

**第12条** 届出があった場合、理事会の議を経て出来る限りすみやかに給付する。ただし、前条の届出がない場合でも、支部長が特別な事情があると認めたときは、慶弔金を支給することが出来る。その場合、理事会で支給の内容について報告し議決を必要とする。

(慶弔金の支給方法)

**第13条** 弔慰金の支給は、現金、もしくは会員又は遺族の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

(受給資格の喪失等)

**第14条** 会費を3ヶ月滞納した場合は、会費が全納されるまでの期間、受給資格を喪失する。

2. 慶弔金の請求期限は、事由発生の日から2年以内とする。

(給付金の返還)

**第15条** 本会入会申請書及び慶弔金給付請求書類に虚偽の記載をなし、又はその他の不正の方法によって慶弔金を受給したときには、これを返還せしめるものとする。

(受給権の譲渡)

**第16条** 会員は、慶弔金受給権を他に譲渡又は供することはできない。

(資金の管理)

**第17条** この規程に定める事業を行う為の資金の管理は、本会の財産管理及び会計処理規程に基づき、特別会計とする。

(目的外使用の禁止)

**第18条** 運営資金は、原則として定められた目的のほか、これを流用することは出来ない。

(事業に係る経費)

**第19条** 慶弔事業及び福利厚生事業を実施するための経費は、本会特別共済会計から支出する。

2. 福利厚生事業のうち、会員の健康増進に関する事業に係る年度内の支出は、当年1月1日現在における会員数に600円を乗じた額を超えてはならない。

(決算)

**第20条** 会長は、事業年度ごとにおける決算書類を作成し、代議員会で報告しなければならない。

(臨時措置)

**第21条** 大規模災害等の発生など突発的な事由により、短期間に弔慰金、見舞金の給付申請が多数あった場合、理事会での議決により臨時措置として善処することができる。

(規程の制定と改廃)

**第22条** この規程の制定は、特例民法法人大阪府歯科技工士会の代議員会の議決による。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記を行った日以降におけるこの規程の改廃は、一般社団法人大阪府歯科技工士会の理事会において審議され、代議員会に付議されるものとする。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 入院見舞金の支給制限については、旧規程において、すでに受給した共済見舞金を含めたものとする。
3. この規程は、施行後5年毎に見直すこととする。